

# 学校いじめ防止基本方針

三田市立上野台中学校

令和3年4月

# 学校いじめ防止基本方針

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

- 1 本校の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 2 基本的な考え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
- 3 いじめとは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 4 いじめの態様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
- 5 いじめの解消・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

## II いじめ防止等の指導體制と具体的な取り組み

- 1 いじめ防止等の対策のための組織・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
- 2 予防・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 3 早期発見・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 4 インターネットを通じて行われるいじめへの対応・・・・・・・・・・・・・5
- 5 年間計画（予防・早期発見に向けた取り組み）・・・・・・・・・・・・・7

## III いじめへの対応

- 1 緊急対応の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9
- 2 いじめが起きた場合の具体的な対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
- 3 重大事態への対処・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 4 いじめ防止等の検証及び見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

## I いじめ問題に関する基本的な考え方

### 1 本校の方針

#### 学校教育目標

■「夢や未来を創造し、確かな学力と豊かな心でたくましく生き抜く生徒の育成」

#### 目指す学校像

安全安心な環境の中で、生徒と教職員が共にやる気を持って、主体的に学ぼう、がんばろうと思える学校

#### めざす生徒像

「自ら考え、判断し、行動できる生徒」  
未来予想図を描き、実現に挑む生徒  
意欲を持ち、創り出し、やり抜く生徒  
自他を大切にし、前向きで心豊かな生徒

いじめ防止に向け、日常の指導体制を整備し、いじめの予防を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを認知した場合は適切にかつ速やかに解決するための「学校いじめ防止基本方針」を定める。

この基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、毎年度生徒、保護者、関係機関等と連携して検証し、必要がある場合は見直しを行う。

#### 【いじめの基本認識】

いじめには様々な特質がある。全職員及び関係者が次の認識をもって、日々「予防」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組む。

- (1) いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。
- (2) いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- (3) いじめは大人に気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。
- (4) 嫌がらせやいじわる等、多くの児童生徒が入れ替わりながら加害も被害も経験する。
- (5) 暴力を伴わないいじめであっても、繰り返されたり、集中的に行われたりすることにより、生命、身体に重大な危険が生じる。
- (6) いじめには「暴力系いじめ」、「コミュニケーション操作系いじめ(非暴力系いじめ)」がある。その様態によっては、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する場合がある。
- (7) いじめには、加害者・被害者の二者関係だけでなく、いじめを助長する観衆、いじめに暗黙の了解を与えてしまう傍観者が存在する。この傍観者を仲裁者・通報者・被害者に対する支援者へ転換を促すアプローチが重要になる。

### 2 基本的な考え

本校の大部分の生徒が校区内の4小学校の出身であり、そのすべてが単学級である。本校に入学後も学年2学級もしくは1学級しかなく、生徒の人間関係は非常に濃密である一方、一度トラブルが起きれば、人間関係の改善には時間がかかる。また、人間関係修復期に適切な距離を置く、回避場所を設けることも物理的に難しい。そのような中、これまで小中連絡会を定期的に関き、情報交換を密に行い、指導につなげてきた。また、いじめに関する生活アンケートと教育相談の実施、生徒会役員を中心に、生徒が主体となったいじめのない学校を目指した取り組みをすることで、いじめの予防と早期発見に努めてきた。

いじめについては、全ての教職員が、「いじめは、どの生徒にも、どの学級にも起こり得る」、「いじめは、どの生徒も被害者にも加害者にもなり得る」という認識をもち、日常の些細な変化を見逃さず、いじめをしない、させない、許さない等、「いじめを生まない土壌づくり」に対する意識をもつ。さらに、いじめに関する先行研究の成果など科学的な知見を積極的に取り入れ、「い

じめの起こりにくい環境づくり」に取り組む。そのため、本校においては、全ての教育活動をと  
おして生徒の好ましい人間関係の構築と豊かな心の醸成を基盤にした、いじめの防止を目指した  
取り組みを推進する。

### 3 いじめとは

〈定義〉

第二条 「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当  
該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行  
為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒  
等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（『いじめ防止対策推進法』平成 25 年 6 月 28 日施行）

なお、いじめが起こった場所は学校の内外を問わない。個々の行為がいじめに当たるか否かの  
判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立つて行う。また、いじめ  
の認知は、特定の教職員によることなく、学校いじめ対応チーム等の校内組織を活用して行う。

### 4 いじめの態様 ※( ) は抵触する可能性のある刑罰法規

- (1) 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。(脅迫, 名誉毀損, 侮辱)
- (2) 仲間外れ, 集団による無視をされる。
- (3) 軽くぶつかられたり, 遊ぶふりをして叩かれたり, 蹴られたりする。(暴行)
- (4) ひどくぶつかられたり, 叩かれたり, 蹴られたりする。(暴行, 傷害)
- (5) 金品をたかられる。(恐喝)
- (6) 金品を隠されたり, 盗まれたり, 壊されたり, 捨てられたりする。(窃盗, 器物破損)
- (7) 嫌なことや恥ずかしいこと, 危険なことをされたり, させられたりする。(強要, 強制わいせつ)
- (8) パソコンや携帯電話で, 誹謗中傷や嫌なことをされる。(名誉毀損, 侮辱)

### 5 いじめの解消

いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の 2 つの要件が満たされている必要がある。  
ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断  
するものとする。

#### (1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われる  
ものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なく  
とも 3 か月を目安とする。

#### (2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの  
行為により心身の苦痛を感じていないと認めること。

（文部科学省『いじめの防止等のための基本的な方針』平成 25 年 1 月改正）

## II いじめ防止等の指導体制と具体的な取り組み

**いじめ対策として、「予防⇒早期発見⇒早期対応⇒検証⇒さらなる予防」のサイクルを校内で確立する。**

### 1 いじめ防止等の対策のための組織(別紙1：組織表)

学校におけるいじめの防止や、いじめの早期発見・早期対応などを実行的に行うため、管理職を含む複数の教職員、心理等に関する専門的な知識を有するその他関係者により「学校いじめ対応チーム」を設置する。「学校いじめ対応チーム」は、日常の教育相談体制、生徒指導体制などの校内組織を明確にするとともに、関係機関との連絡・調整を行う。また、特定の教職員が抱え込まないよう、いじめであるかどうかの判断を組織的に行う。そのため、全ての教職員が些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを「学校いじめ対応チーム」に報告・相談する。「学校いじめ対応チーム」は学校全体の情報を整理・記録するなど、情報の集約と共有化を図り、組織として一貫した対応が行えるようにする。

- (1) 会は、校長・教頭・生徒指導担当・学年生徒指導係・養護教諭、スクールカウンセラー、子どものサポーターで組織する。必要に応じて、スクールソーシャルワーカーなどの心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など、外部の専門家を招聘する。
- (2) 学校いじめ対応チームは週1回開き、情報交換を行う。なお、生徒指導委員会を兼ねる。
- (3) 個々のケースに関しては、状況に応じて学年代表、担任、部活動顧問、兄弟関係の担任など、必要と思われる教職員を含めて事案に対応する。
- (4) 対応に当たっては、スクールカウンセラー、子どものサポーター、スクールソーシャルワーカー、三田市教育委員会等の関係機関と連携をとって行う。

#### 【学校いじめ対応チームが担う役割の具体例】

(予防)

- ◇ いじめの予防のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

(早期発見・事案対処)

- ◇ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ◇ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ◇ いじめに係る情報(いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ◇ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

(学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組)

- ◇ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ◇ 学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割 (PDCA サイクルの実行も含む)

(文部科学省『いじめの防止等のための基本的な方針』平成25年1月改正)

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、学校いじめ対応チームは、生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組を行う。(全校集会、学校通信、PTA総会で周知する等)

## 2 予防

学校教育目標に基づき、いじめ問題の重大性を正しく認識し、平素から「いじめ問題は上野台中学校にも起こり得る」という危機感をもって日々の教育活動を行う。また、いじめ防止には教職員の生徒一人ひとりを大切にする意識や、日常的な態度が非常に重要で、その言動が生徒に大きな影響をもつことを十分認識して日々の教育活動を行う。

### (1)いじめを防止する教育環境づくり

いじめに関する先行研究の知見をもとに、次の取組を進める。

#### 〈広報活動〉

- ①いじめに関する学校側の解決フローを生徒に周知する。
- ②いじめ相談の効果に関するデータを生徒に提供する。
- ③学校以外の相談機関について周知する。

#### 〈教員研修〉⇒「ご機嫌な教室、学校」をつくる。

- ①教員研修(紙上研修含む)をとおして、日常の教員の指導方法を見直す。

##### \*今年度重点研修事項

- i)いじめが発生する場所と時間
- ii)抑圧的な指導の弊害
- iii)生徒のストレスを取り除く指導のあり方
- iv)教員自身のフレーム外し

#### 〈相談体制の充実〉

- ①Ue チューター(上野台型希望相談担当者制)の実施
- ②教育相談と連携した「こころのアンケート」の実施

### (2)互いを認め合い、支え合い、助け合うことのできる仲間づくり

道徳教育や学級活動をはじめとするすべての教育活動を通して、生徒一人ひとりに「互いを思いやり、自分も他人も同じように尊重できる心」を育む。

また、「いじめは決して許されないことであり、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為もいじめと同様に許されない」など、いじめについて正しく認識・判断し、いじめ解決のために行動できる生徒の育成に努める。そして、いじめについて大人に訴えることは正しい行為であり、いじめられている生徒や、いじめについて訴え出た生徒は、学校が徹底して守り通すという明確な姿勢を日頃から言葉と態度で示す。

### (3)豊かな体験をとおした心の教育

人間関係や生活体験を豊かなものにするを目的とする転地学習、わくわくオーケストラ教室、トライやる・ウィーク、修学旅行、文化祭、体育大会などの学校行事と、部活動での異年齢集団による活動、生徒会を中心とした奉仕活動等を、地域と連携して積極的に推進する。

### (4)規範意識を身につけ、自浄力をもつ生徒集団の育成

生徒が学級活動や生徒会活動の中で、「いじめ」に関する課題に主体的に向き合う機会を設け、いじめを許さないという意識と、いじめを解決できる力をもった自浄力のある生徒を育成する。加えて、すべての教育活動の中で、社会における規範や決まりを守ることの意義等を指導し、規範意識の高揚と社会性の伸長を図る。

#### 【具体例】

- ・ポスターを作成し、地域に協力を依頼して、いじめ防止の啓発活動を行う。
- ・「友だちのよいところ探し」として、生徒会からアンケートを出し、それを発表することで、生徒の自尊感情を高めていく。
- ・生徒会を中心に、ネットモラルに関する約束事づくりをし、啓発活動を行う。

### (5)人権教育，道徳教育の充実

生徒が人の痛みを思いやることができるよう，生命尊重の精神や，人権感覚を育むとともに，いじめをしない，許さないという心を育てるために，人権教育，道徳教育の充実を図る。

### (6)校内研修の充実

教職員が指導力の向上を目指した研修を行うことで，いじめの兆候を発見するなど，教職員の人権感覚や対応力を高める。また，教職員と生徒がともにいじめの不当性を正しく理解し，人権を尊重する態度を養う。

いじめ防止に関する取組が学校基本方針や年間指導計画に基づき，適切に実践されているかどうかを評価（PDCA サイクルによるチェック）するため，生徒や保護者，地域の方々の意見を広く募るとともに，年度末に教職員や学校評議委員会などを対象とする「いじめ防止の取組に関する評価アンケート（別紙2）」を実施する。

また，学校の中にいながらも，教職員や生徒，保護者等に対し，客観的に助言を行える立場であるスクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー，さらに，子どものサポーター，教育委員会，警察等の関係機関を積極的に活用し，いじめの予防についての助言と関わりをもってもらう。

### (7)小中の連携を充実させる

生徒の人権意識を高めるためには，発達段階をふまえ，計画的にすすめる必要性がある。そのために，定期的に小中連絡会を開催し，生徒指導面だけでなく，人権教育，道徳教育及び教科指導等の連携を充実させ，一貫した指導が行えるようにしていく。

### (8)保護者や地域との連携を深める

PTA の各種会議や保護者会等において，いじめの実態や指導方針などの情報提供を行い，意見交換をする場を設けるとともに，授業参観やオープンスクール，学校支援ボランティア等において保護者や地域の方に学習活動，道徳，特別活動の時間を公開し，連携を深める。また，いじめのもつ問題性や家庭教育の大切さ等を具体的に理解してもらうために，保護者研修会の開催や，ホームページ，学校・学年・学級通信，道徳通信，生徒指導通信等による広報活動を積極的に行っていく。

### (9)関係機関等との連携を深める

教育委員会，警察等の関係機関や，スクールカウンセラー，子どものサポーター，場合によっては他の専門家と連携する。また，随時いじめに関する一連の取り組みについて評価を受ける機会をももうけ，提言に基づきその改善に努める。

## 3 早期発見

いじめは，早期に発見することが早期の解決につながる。それ以上に，早期発見は被害生徒の苦痛を早く解消することになる。そのために，日頃から生徒に関する情報を全職員で共有し，その情報をもとに教育活動を展開し，生徒との信頼関係の構築に努める。また，保護者や地域の方と連携を図り，生徒の健全な育成に努める。

### (1)教職員のいじめに気づく力を高める

教職員は生徒一人ひとりを人格のある人間として向き合い，その人権を守り，尊重するために自身の人格を磨く。また，生徒の言葉や言葉にならないメッセージを込めた行動を受け止め，生徒の立場に立ち，生徒を守る姿勢で教育活動を行う。

## (2)早期発見のための手だて

- ①教職員は、授業だけでなく、休み時間や昼休み、放課後の雑談等の機会に、生徒の様子に目を配り、生徒とともに過ごす機会を積極的に設ける。また、各種通信、個人ノートや連絡帳等の活用により、生徒や保護者と日頃から連絡を密に取り、信頼関係を深める。教室での雑談、下校指導を大切にし、日頃から気軽に生徒が相談できる環境作りに努める。(別紙3：いじめ早期発見のためのチェックリスト(教職員用))
- ②いじめに関する生活アンケート、アセス、教育相談(個人面談)を定期的に行い、早期発見の手だてとする。
- ③ホームページや学校・学年通信等を利用して、スクールカウンセラーや子どものサポーターに相談しやすい環境作りを進める。
- ④PTAの各種会議や保護者会、地域の関係団体との情報交換や協議できる場を設け、気になる言動や行動があった場合に、すみやかに学校へ連絡が入るような体制作りに努める。

## 4 インターネットを通じて行われるいじめへの対応

生徒、教職員に対してインターネットを通じて行われるいじめの防止や、インターネットを通じて行われるいじめの効果的な対処について学習する機会を確保する。また、インターネット上のいじめをはじめ、サイバー空間実態把握と、組織横断的な情報共有と効果的な対策及び安全・安心な利用方法を検討するために、関係機関、事業者等と連携を図る。

保護者に対しては、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、あるいは、インターネットを通じて行われるいじめを効果的に対処することができるよう啓発する。また、法令等の規定を踏まえ、保護者の責務について周知を図る。



5 年間計画（予防・早期発見に向けた取り組み） R3.4.9

	学校行事	職員会議 研修等	予防に向けた取り組み	早期発見・早期対応に 向けた取り組み
4月	職員会議  始業式  授業参観 PTA 総会	学校いじめ対応チーム (年間計画, 指導方針 の提案) 学級のあり方研修 人権教育基本方針 道徳教育基本方針 特別活動基本方針 生徒会活動基本方針 交通安全教室 保護者向けに啓発	生徒会活動計画の発表 学年・学級における仲間づくり 生徒総会・オリエンテーション いじめに関する学習	家庭連絡
5月	転地学習		情報モラル講演会	
6月	修学旅行	薬物乱用防止講演会  小中連絡会	いじめに関する学習①(生 徒指導担当)	いじめに関する生活アンケート※1 アセス① 教育相談週間 小中連絡会
7月	個人懇談 終業式 夏季休業		防犯講演会	個人懇談 地区青少年育成協議会
8月	夏季休業	教職員研修①※2 学校いじめ対応チーム (2・3学期の取り組み) 教職員研修※3 教職員研修		
9月	始業式 体育大会		SCと協力した心の授業の実施	地区青少年育成協議会
10月	三田市新人大会	教職員研修②※2 教職員研修※4 保護者向け研修会 ※5	いじめに関する学習②(生 徒指導相談担当) 仲間づくり (文化祭に向けて)	いじめに関する生活アンケート※1 アセス② 教育相談週間
11月	文化祭 トライやるウィーク	小中連絡会		
12月	生徒会選挙  個人懇談 終業式 冬季休業		生徒会選挙に向けて  防犯教室	個人懇談

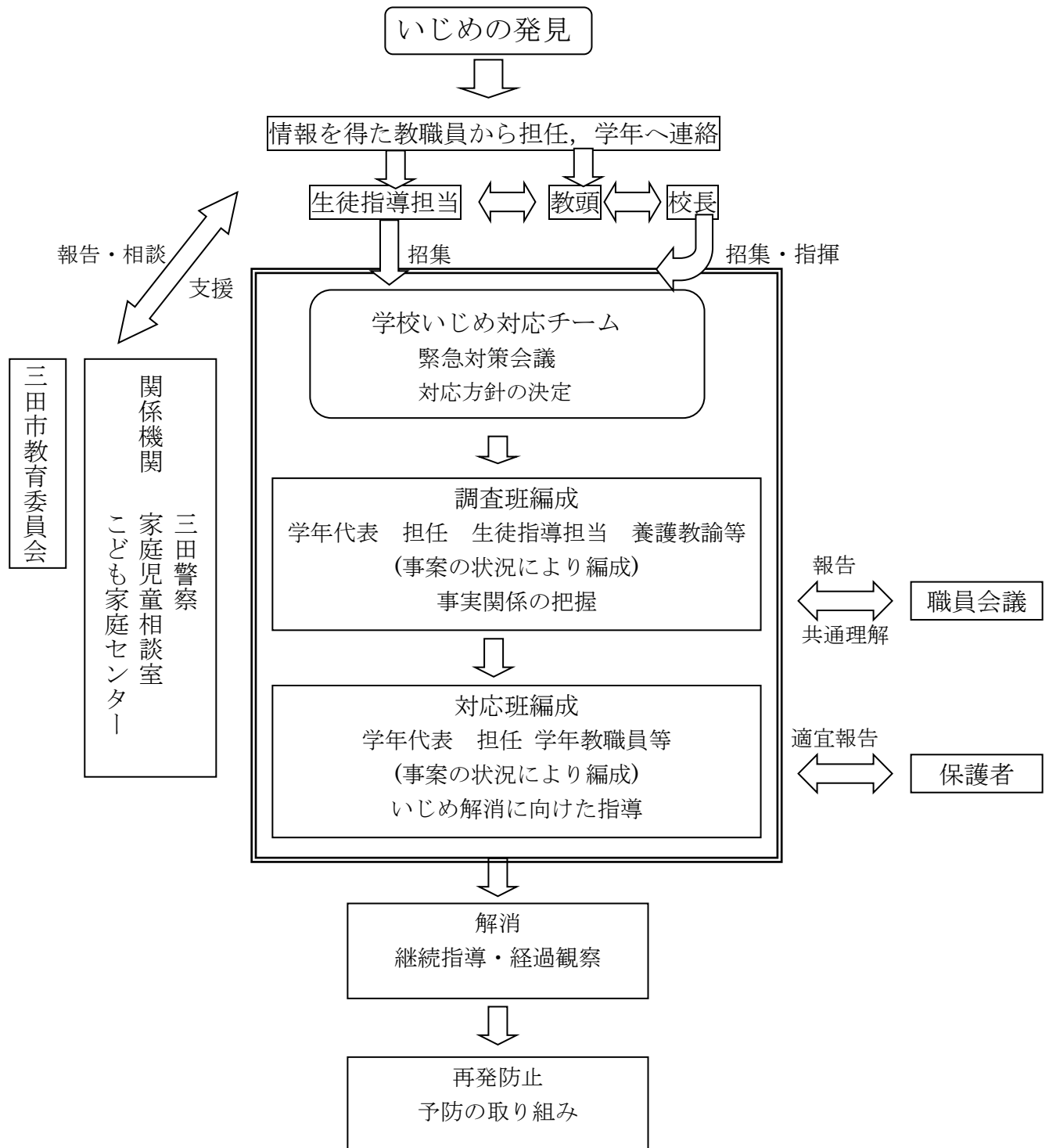
1月	始業式 新入生入学説明会 生徒総会		防災学習 指導方針の啓発 生徒会の取り組みの反省	
2月	3年学年末考査 1・2年学年末考査			いじめに関する生活アンケート※1 アセス③
3月	卒業式 修了式 春季休業	小中連絡会 学校いじめ対応チーム (年間取り組みの反省)		教育相談週間(1・2年)

- ※1 いじめに関する生活アンケートについては、無記名式で行う。
- ※2 教職員研修①②：生徒指導に関する研修，及びスクールカウンセラー等によるカウンセリング・マインドの研修を行う。
- ※3 道徳教育の取り組みに関する研修を行う。
- ※4 人権教育に関する研修を行う。
- ※5 生徒向け講演会などを PTA と共催する。

### Ⅲ いじめへの対応

いじめの疑いに関する情報を把握した場合や、いじめの事実を把握した際には、「学校いじめ対応チーム」が中心となり、情報の収集と記録、情報の共有、いじめの事実確認を行い、迅速にいじめの解決に向けた取り組みを行うとともに、必要に応じて関係機関と連携する。

#### 1 緊急対応の手順



上記の例は、対応の在り方の基本を示しているものであり、いじめ事案の状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

## 2 いじめが起きた場合の具体的な対応

### (1)いじめられている生徒への対応

- ①生徒が安心して相談できる場，生活できる場を設定する。
- ②担任だけでなく，いじめられた生徒と関わりの深い教職員を中心に支援体制を作る。できる限り複数で対応する。
- ③本人の訴えを真剣に，誠実に，共感的に受け止め，不安の解消を図る。  
〈把握したい事実関係〉
  - いつ頃からか ○だれが，どのような行為をしたか ○その時，どのように感じたか
  - 今どのように思っているか ○周りの生徒達の様子はどうか〈今後のことをともに考える〉
  - 生徒がどうして欲しいと思っているのかを確認し，はっきりさせる。
  - 生徒の希望を尊重しながら，個人や学級，学年全体への具体的な対応についてともに考える。（「いじめの指導をしてほしくない」は受容しない→認知＝指導）
  - 学校がどのような対応をしようと考えているのかを丁寧に伝える。
- ④保護者と連携を密にとり，指導の方針を伝え，協力して解決に取り組む。
- ⑤必要に応じて，養護教諭やスクールカウンセラー，子どものサポーター，スクールソーシャルワーカーと連携し，心のケアを行う。
- ⑥必要に応じて関係機関との連携をとる。
- ⑦相手からの謝罪の場や話し合いの場(保護者を含め)を設定し，教員(場合によっては管理職)の同席による今後の関係の確認等によって安心感をもってもらう。ただし，形式的な謝罪が加害側にとっての完結の場にならないように注意する。
- ⑧相談の継続や個人ノート等で当該生徒に積極的に関わる。学校生活に安心感をもつことができるような長期的な視野をもった指導を行う。

### (2)いじめを訴えることができない生徒への対応

その生徒が受けているいじめについて把握している情報を伝え，いじめの有無を確認する。いじめられていることを訴えたら，2-(1)と同様の対応をする。

その際，本人の気持ちに寄り添い，本人が安心する対応や場の設定をする。

### (3)いじめた生徒への対応

- ①生徒が落ち着いて自らの言動を顧みることができる場を確保する。
- ②複数の教職員で，聞き取りを行い，客観的な事実の把握に努める。  
(把握したい事実関係)
  - いつ頃からか ○誰にどのような行為をしたか ○動機や理由
  - その時どのように感じたか ○今，どのように思っているか
  - 周りの生徒達の様子はどうか
- ③自らの言動が相手を傷つけていることに気づかせ，反省を促し，相手に辛い思いをさせたという強い認識をもたせる。さらに，反省に基づく相手への深い謝罪で，二度と同じことをしないという意志をもたせる。
- ④相手の人格や人権を尊重することの大切さに気づかせ，教職員の支援により行動化に導く。
- ⑤保護者に事実を伝え，解決に向けての協力を依頼する。
- ⑥必要に応じて関係機関との連携をとる。
- ⑦被害者側の意向を確認し，直接または間接的に保護者とともに加害生徒が相手に謝罪する場をもうけ，いじめをしないことを約束させる。

⑧相談や個人ノート等で継続的に指導を行う。

#### 【対応の留意点】

##### ○からかい・悪口への対応

発達上の個人差や性格，行動等を口実にしていることが多い。周囲の同調や受けた本人の表情から深刻さが見とれずに，教職員が見過ごしてしまう場合もある。そのため，いじめている生徒も，自分がいじめているという認識が希薄になりがちになる。指導にあたっては，事実関係を確認しながら行為の理不尽さを理解させるとともに，相手の立場に立って心の痛みや苦しみを感得させる。

##### [対応のポイント]

- ・日々の生活の中で，いじめの徴候がないかをよく観察し，早期発見に努めるとともに，発見した場合は迅速な対応を行う。
- ・いじめは決して許されないということを，毅然とした態度で指導する。
- ・**教職員自身が生徒をいわゆる「いじったり」，それに類する言動をとったりしていないか点検する。**

##### ○仲間外れ，集団による無視，もち物隠しへの対応

「約束を破った」，「身勝手だ」といった相手の非協調的態度を口実にしていることが多い。いじめている生徒の側は，集団の秩序維持や協調性を求めている点で正当性を主張する。制裁の手段としての意識も強く，いじめているという意識が全くない場合もある。また，加害・被害の立場が逆転しやすいのも特徴である。指導にあたっては，まずは当事者の不満や不信を傾聴し，受容する。その上でより良い解決策を導き出す。

##### [対応のポイント]

- ・グループ化が進み，力の関係ができつつある状態であるので，グループや学級，学年での全体指導と，関係生徒の個別指導を使い分けながら，良好な人間関係の構築を図る。
- ・**教職員の言動が「同調圧力」を許容したり，強めたりしていないか点検する。**

##### ○言葉での脅し，たかり，暴力への対応

力関係が固定化し，いじめがエスカレートした状態。言葉での脅し，たかりは脅迫，恐喝であり，暴力は暴行・傷害である。刑法に触れる犯罪行為は，たとえ子どもであっても許されることではなく，いじめによる自殺の背景には，このような犯罪行為があることも少なくない。指導にあたっては関係機関と連携し，出席停止等の措置を含めた毅然とした対応が必要である。

##### [対応のポイント]

- ・関係機関との連携を図る。

#### (4)周りの生徒への対応

##### ①自分自身の問題であることへの理解を深め，いじめ問題の対処法を伝える

いじめを受けた心の痛みや苦しみを理解させるとともに，見て見ぬふりをしたり，はやし立てたりする行為も，いじめと同様であることを理解させる。いじめはいじめる側が悪いという意識を高める。また，仲裁できることは大切であるものの，現実的にはそれが困難であることも予想されるため，**通報者や支援者になる方法を提示する。**

##### ②共感的人間関係づくりに努める。

違いを認め，尊重し合う共感的人間関係をつくる。発達段階に即して，思いやりや友情，協力等の道徳的価値を内面的に自覚できるよう工夫する。

③自己存在感が味わえる学級づくりに努める。

生徒一人ひとりに活躍の場をつくる。わかる授業の展開や学級活動、教室掲示の工夫など、達成感や学級における自己の存在感が味わえるような工夫をする。

④学級活動や道徳の時間の充実に努める。

生活ノートや、日々の観察を通して生徒同士の関係を把握するように努める。また、行事を通じて助け合い、協力し合って物事を成し遂げる喜びを体験させ、一人ひとりの存在感や、連帯感を育てるようにする。また、道徳の時間では、一人ひとりが正義と勇気に目覚め、思いやりの心に満ちた自浄力のある学級づくりを目指す。あわせて、道徳の時間の学びだけでは限界があることを自覚し、学校生活全体で望ましい生き方を目指す学習や場を設定する。

\*「いじめないように教えればいじめは減るはずだ」には無理がある。「いじめない子を育てればいじめない子が育つ」と言っているようなものである。道徳的価値観の醸成とあわせて、人間関係のスキルを学ぶ機会を設けたり、発想を転換する機会を設けたりすることが必要になる。

例：「みんな仲良く」「心をひとつに」（同じことをしないと、がまんしないと）  
→「よい距離感をみつけなさい」「ここまでは一緒にやろう」

⑤学校全体でいじめのない学校を目指している気運を盛り上げる

生徒会活動や学級活動の中で、自分たちは「いじめられるのはいやだ」「いじめはしない」「いじめに加担しない」「いじめを見逃さない」「いじめを見たら発信する」など生徒各自が主体となったいじめを防止する取り組みを行う。

(5) 保護者への対応

- ①いじめや人間関係のトラブルの発生を把握して、すみやかに連絡する。その時に、それぞれの保護者の立場を熟慮し、誠意をもって対応する。
- ②原則、複数の教師で家庭訪問等を行い、直接保護者に事実を正確に伝える。
- ③保護者の願いを傾聴し、信頼関係の構築に努める。
- ④新たに分かった事実や今後の指導方針を随時伝える。
- ⑤いじめた、いじめられたに関わらず誠意をもって対応し、協働して問題の解決を図ることを伝える。
- ⑥問題解決後もその後の様子を伝えるなど継続的に対応するように心がける。

【対応の留意点】

○いじめられた側の生徒の保護者に対して

- ・誠意をもって事実を客観的に伝える。
- ・保護者の思いを十分に聞きつつ、今後の指導の方向性と解決への見通しを伝え、協力を依頼する。
- ・情報の正確な連絡と、指導についての経過報告を行う。

○いじめた側の生徒の保護者に対して

- ・家庭訪問、または、学校での面談で直接いじめの事実について伝える。原則、複数の教職員で対応する。
- ・いじめについての事実関係を冷静かつ正確に伝える。
- ・保護者へ「いじめに対する正しい認識」を促す。
- ・問題の発生を生徒の成長の契機としてとらえ、保護者との信頼関係を築きながら問題の解決にあたる。
- ・暴力や金銭強要を含む行為については、毅然とした態度で指導に臨むことを伝える。

○周りの生徒の保護者に対して

- ・いじめの状況に応じては、事実に基づく適切な情報の提供を行い、誤解や動揺が広がらないように、各家庭からの協力を依頼する。
- ・説明会等を実施する必要がある場合は、期間を置かず早急に行い、今後の指導の方向性と解決の見通しを伝え、適切な経過報告を行う。

(6)関係機関との連携

教育委員会と連絡をとりながら、必要に応じて警察などの関係機関と連携を図って指導を進める。

①生徒の指導・援助をより効果的に進めるための連携。

- ・心理的なケアが必要であると判断した場合
- ・生徒や保護者が、教師には相談しにくい状況にあると判断した場合
- ・問題行動を繰り返す生徒の処遇や、配慮を要する保護者に関する場合
- ・学校間・異年齢にまたがる集団による場合等

②連携のための配慮事項

- ・安易な依頼、連携後の任せきりの状態は学校と生徒・保護者の信頼関係が損なわれる原因となるので、情報交換を密に行う。
- ・関係機関等との連携の窓口は、学校長の判断の下、窓口となる教師（生徒指導担当）が担当し、その連携は、学校の指導の一環として行う。
- ・保護者に関係機関等を勧める場合は、その不安な気持ちを十分に受け止めながら、ともに考え、支援することを伝える。

(7)家庭、地域との連携

多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めたり、大人同士が相談したりできるよう、学校とPTAや、地域団体との地域ネットワーク作りを行い、積極的な学校行事への参加を促す。また、地域における子供の見守り活動等の教育支援を求める。

(8)家庭や地域への情報提共、啓発活動について

①学校・地域・関係機関の役割

いじめ問題に関して学校と地域、関係機関との連携は不可欠である。いじめの予防やいじめ発生後の対処においてもそれぞれが果たす役割を明確にし、活動を進める。

②情報発信

学校のいじめに対する姿勢を保護者、地域に理解してもらうため、学校通信や学校ホームページ等に掲載し、学校の取り組みや対応を広く知ってもらう。

### 3 重大事態への対処

本校は重大事態に対処し、同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、適切な方法により事実関係を明確にするために次の調査を行う。

#### (1)重大事態の意味及び調査

〈重大事態の定義〉

ア いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。

イ いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

・「いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時」とは、生徒の生命に危機が生じた場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

・「いじめにより生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」における「相当の期間」については、年間 30 日を目安とする。ただし、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、事案により学校長が判断する。

・生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、学校長が判断し、適切に対応する。

#### (2)学校いじめ対応チームについて(『いじめ防止対策推進法』第 22 条に基づく)

いじめへの対処を行う際は、学校長のリーダーシップの下、学校いじめ対応チームが中心となり組織的に対応する。チームには必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者など外部の専門家等が参加し、調査を行うとともに、生徒のケアを行う。

#### (3)適切な情報提供について

(2)の調査を行った時は、学校長よりいじめを受けた生徒及びその保護者に対し、必要な情報を適切に提供する。また、いじめをした生徒・保護者への情報提供については、いじめを受けた生徒・保護者に確認をした後に行う。

#### (4)三田市教育委員会との連携について

学校長は、重大事態が発生した旨を、速やかに三田市教育委員会に報告する。なお、事案によっては、三田市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力する。

#### (5)警察との連携

次の事態が発生した場合は警察との連携を図る。

- ①犯罪や触法事案、またはその恐れがある。
- ②生徒が粗暴行為をする非行集団にいる。
- ③いじめなどで、生徒の生命や身体に被害が生じる恐れがある。
- ④対象生徒の影響が周辺生徒に及ぶ恐れがある。
- ⑤複数の学校にまたがって非行に関わる生徒がいる。

その他、警察と連携が必要な事案がある場合は、速やかに相談をし、その対応に当たる。

### 4 いじめの防止等の検証及び見直し

本基本方針に基づくいじめ防止等の対策については、毎年度生徒、保護者、関係機関等と連携して検証し、必要がある場合は見直しを行う。